

理事会及び監事を設置しない一般社団法人の設立（役員につき婚姻前の氏の併記の申出をする場合）

受付番号票貼付欄

一般社団法人設立登記申請書

フリガナ ○○カイ
1. 名称 一般社団法人○○会

【平成30年3月12日以降】商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（一般社団法人）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。
このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 平成○○年○○月○○日設立の手續終了

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

登記すべき事項をオンラインにより提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

下記の者につき、婚姻前の氏を記録するよう申し出ます。

なお、婚姻前の氏を証する書面として、

戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書・一部事項証明書、戸籍謄本・抄本

その他（ ）

を添付します。

記

婚姻前の氏をも記録する者の資格及び氏名

資格 理事及び代表理事

氏名 法務太郎

記録すべき婚姻前の氏 霞ヶ関

※同時に、役員について、婚姻前の氏の記録をするよう申し出る場合に記載します。

1. 登録免許税 金 60,000円
 (注) 収入印紙又は領収証書で納付します (→収入印紙貼付台紙へ貼付)。

1. 添付書類 (以下の添付書面は一例です。)

定 款 1 通
 設立時社員の決議書 1 通

(注) 以下の場合に添付する必要があります。

a 設立時社員が設立時理事を選任した場合

b 設立時社員が設立時の主たる事務所又は従たる事務所の所在場所等を定めた場合

設立時代表理事の互選に関する書面 1 通

(注) 設立時理事が設立時代表理事を互選した場合に必要です。

設立時理事及び設立時代表理事の就任承諾書 ○通

(注) 設立時理事等が選任された会議の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載及び設立時理事の住所の記載が決議書等にある場合には、「就任承諾書は、設立時社員の決議書 (又は設立時代表理事の互選に関する書面) の記載を援用する。」と記載してください。

設立時理事の印鑑証明書 ○通

(注) 設立時理事が就任承諾書に押印した印鑑につき市町村長が作成した印鑑証明書を添付します。

委任状 1 通

(注) 代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※1
 申請人 一般社団法人〇〇会 ※2

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※3
 代表理事 〇〇 〇〇 印

〔 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※4
 上記代理人 〇〇 〇〇 印 〕

連絡先の電話番号
 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支局 御中
 出張所

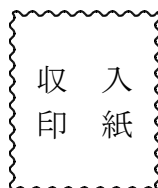
※1～※4にはそれぞれ、
 ※1→主たる事務所、
 ※2→名称、
 ※3→設立時代表理事の住所、
 ※4→代理人の住所、
 を記載します。

法務局に提出した印鑑を押します。
 印鑑の提出については下記を御覧ください。

代理人が申請する場合にのみ記載し、
 代理人の印鑑 (認印) を押します。この場合、
 設立時代表理事の押印は、必要ありません。

契
印

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（設立時代表理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ（この申請と同時でも構いません。）登記所に印鑑を提出することとされていますので、法人を代表すべき者（理事が各自法人を代表する場合は、その内の1人で構いません）の印鑑について、「印鑑届書」を提出する必要があります。

なお、印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています（無料）。また、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)にも掲載していますので、御利用ください。

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例
(登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「名称」一般社団法人〇〇会
「主たる事務所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「法人の公告方法」官報に掲載してする。
「目的等」

目的

当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」法務太郎（霞ヶ関太郎）

婚姻前の氏の記録をする場合の入力例です。

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」法務太郎（霞ヶ関太郎）

婚姻前の氏の記録をする場合の入力例です。

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「資格」理事

「氏名」〇〇〇〇

「従たる事務所番号」 1

「従たる事務所の所在地」 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」 2

「従たる事務所の所在地」 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「従たる事務所番号」 3

「従たる事務所の所在地」 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「登記記録に関する事項」 設立

(注) 1 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

定款の記載例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

一般社団法人〇〇会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人〇〇会と称する。

(注) 名称及び主たる事務所が同一の法人が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような法人の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、設立時社員の議決権の過半数により、「〇丁目〇番〇号」まで含む主たる事務所の所在地を決定しなければなりません。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、〇月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、理事〇〇名以上〇〇名以内を置く。

2 理事のうち1名(〇名)を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち〇名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第30条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立時社員	〇〇	〇〇	⑨
設立時社員	〇〇	〇〇	⑨
設立時社員	〇〇	〇〇	⑨

(注) 公証人の認証を受ける必要があります。

設立時社員の決議書

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

設立時理事の選任及び（並びに）
主たる事務所（及び従たる事務所）所在場所の決定に関する決議書

平成〇〇年〇〇月〇〇日，一般社団法人〇〇会創立事務所において，設立時社員全員が出席し，その全員の一一致の決議により，設立時理事及び（並びに）主たる事務所（及び従たる事務所）について次のとおり選任及び決定した。

設立時理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

（従たる事務所） 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

上記決定事項を証するため，設立時社員の全員は，次のとおり記名押印する。

(注) 設立と同時に従たる事務所を設置する場合には，主たる事務所の所在場所に倣って従たる事務所の所在場所を決定する必要があります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人〇〇会

設立時社員 〇〇 〇〇 ⑩

設立時社員 〇〇 〇〇 ⑩

設立時社員 〇〇 〇〇 ⑩

(注) 決議書が複数ページになる場合には，各ページのつづり目に契印してください。契印は，議事録署名人のうち1名の印鑑で構いません。

設立時代代表理事の互選に関する書面

(一例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

設立時代代表理事選定書

平成〇〇年〇〇月〇〇日，一般社団法人〇〇会創立事務所において，設立時理事全員が出席し，その全員の一致の決議により，設立時代代表理事を選定した。

なお，被選定者は，即時その就任を承諾した。

設立時代代表理事 〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

上記決定事項を証するため，設立時理事の全員（又は出席した設立時理事）は，次のとおり記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人〇〇会

設立時理事 〇〇 〇〇 印

設立時理事 〇〇 〇〇 印

設立時理事 〇〇 〇〇 印

(注) 席上で設立時代代表理事が就任を承諾し，その旨の記載が選定書にある場合には，申請書に，別途，就任承諾書を添付する必要はありません。

この場合，申請書には，「就任承諾書は，設立時代代表理事選定書の記載を援用する。」等と記載してください。

就任承諾書の例

就 任 承 諾 書

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、貴法人の設立時理事に選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 印

一般社団法人〇〇会 御中

(注)

- 1 設立時代表理事についても同様に作成します。
- 2 理事会を設置しない法人の場合、設立時代表理事の就任承諾書に押す印鑑は認印でも差し支えありませんが、設立時理事の就任承諾書には、市町村長の作成した印鑑証明書と同一の印鑑を押す必要があります。

委任状の例

委 任 状

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当法人の設立登記を申請する一切の件
- 1 理事及び代表理事〇〇〇〇の婚姻前の氏の記録の申出の件 (※1)
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (※2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
一般社団法人〇〇会
設立時代表理事 〇〇 〇〇 印 (※3)

- ※1 役員について、婚姻前の氏の記録の申出をする場合に記載します。
- ※2 原本の還付を請求する場合に記載します。
- ※3 当該代表理事が法務局に提出する印鑑を押します。